

傍聴の手続き及び留意事項

1. 傍聴手続き

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で自己の住所及び氏名等を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受付なければならない。
ただし、傍聴希望者が定員を上回る場合においては、抽選により傍聴人を決定する。
- (2) 傍聴券は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2. 傍聴に入ることができない者

- (1) 銃器その他危険な物を所持している者
- (2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカートの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 前各記に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼすと会議の長が判断したもの

3. 傍聴人の遵守事項

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論や放歌、高笑いなど騒ぎ立てないこと
- (3) はちまき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと
- (4) 帽子、鉢巻きなどの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得た場合はこの限りではない
- (5) 飲酒又は喫煙をしないこと
- (6) 写真撮影若しくは録画又は録音等をしないこと
- (7) 前各記に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為をしないこと

4. 傍聴人の退場

- (1) 会場において、会議の長の指示に従わないとき
- (2) 傍聴の手続き及び留意事項に違反したとき

5. その他

会議の傍聴に関しては、係員の指示に従うこと